

令和 2 年 6 月 9 日現在

機関番号：34310
 研究種目：基盤研究(C) (一般)
 研究期間：2016～2019
 課題番号：16K03480
 研究課題名(和文) 1票の格差是正をめぐる議会・司法・有権者間の立法ゲームに関する司法政治論的な分析

研究課題名(英文) A comparative studies on the judicial review of the malapportionment in the legislative elections between Japan and Korea

研究代表者
 浅羽 祐樹 (Asaba, Yuki)
 同志社大学・グローバル地域文化学部・教授

研究者番号：70403912
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：議会選挙における1票の格差是正をめぐる議会・司法・有権者間で展開される立法ゲームを対象に、司法政治論の観点から日韓を比較し、その政治過程を分析した。最高裁判所や韓国の憲法裁判所は、公職選挙法を「違憲」ではなく「違憲状態」「憲法不合致」にすることで議会との間で「対話」の姿勢を示している。議会も、区割りの見直しや比例区との定数調整(衆院・韓国国会)、隣接県の合区(参院)に応じてきたが、同一政党内でも、過大代表されている農村部と過小代表されている都市部の間で対立が大きい。「1人1票(one person, one value)」「全国民の代表」「地域代表」をめぐる有権者の選好も一様ではない。

研究成果の学術的意義や社会的意義
 憲法学における対話的違憲審査の理論と政治学の司法政治論を統合することで、1票の格差是正の政治過程に関する動的な実証分析が可能になった。二院制議院内閣制の日本と一院制大統領制の韓国を比較することで、選挙区割りの見直しといった選挙制度改革において、執政制度や議会制度などマルチレベルの政治制度の効果も明らかになった。今後、専門書だけでなく一般書の形で成果を公表することで、党派的利害が最も対立する政治課題のひとつである公職選挙法の改正について、自由で公正な立場から理論的かつ実証的に精緻なレファレンスを提供できる。

研究成果の概要(英文)：This study makes a comparative analysis of the judicial review of the malapportionment in the legislative elections between Japan and Korea by putting the judiciary in strategic interactions with the legislature and "we, the people." Both the Supreme Court of Japan and the Constitutional Court of Korea have shown a posture of dialogue with their respective legislatures not by declaring the electoral act unconstitutional, but by leaving room for revising the act by the legislature itself. In return, the bicameral National Diet of Japan and Korean National Assembly responded with minor revisions such as the redistricting in the cases of the House of Representatives (Shugiin) and Korean legislative elections, and the merging of prefecture-based constituencies in the case of the House of Councillors (Sangiin) elections. Not only legislators' but voters' preferences are divergent in the relative significance of the "one person, one value" principle over "representative of local interests."

研究分野：比較政治・韓国政治・司法政治

キーワード：司法政治論 1票の格差 公職選挙法 対話的司法審査の理論 立法裁量

1. 研究開始当初の背景

1票の格差は投票権の実質的な平等だけでなく、選挙政治の公平性や代議制民主主義体制のあり方とも関連し、日韓それぞれで公職選挙法(公選法)が改正されることで漸進的に是正されてきた。日本では、最高裁判所(最高裁)が2011年に衆議院議員選挙における一人別枠方式を違憲とし、国会に対して公選法の改正を求めた。参議院議員選挙について、最高裁は従来、衆議院議員選挙より緩やかな基準で合憲性を判断してきたが、近年、厳格化している。国会は最高裁の判決を受け、衆議院では「0増5減」、参議院では2つの県の合区という公選法の改正を行った。また、一人一票実現国民会議など有権者主導のアドボカシグループが活発化し、憲法訴訟を提起すると同時に、違憲審査に消極的な最高裁判事を国民審査で罷免しようと呼びかける運動も展開している。つまり、有権者も含めて、「憲法の予定している司法権と立法権との関係」(最高裁)が焦点になっているのである。また、韓国でも、違憲審査を専管する憲法裁判所(憲法裁)が1995年・2001年・14年の3回、公選法に関して違憲審査を行い、4倍から3倍へ、さらに2倍へと基準を次第に厳格化している。

1票の格差是正や選挙法の改正について、憲法学では個々の判例に関する解釈や投票権の平等という規範論に関心がある一方で、政治学では定数配分や区割りなど選挙制度の帰結や原因を分析したが、議会・司法・有権者の3者間の繰り返しゲームとして位置づけてこなかった。本研究では、憲法学と政治学の知見を統合することで理論的枠組みを構築し、これら3者間の戦略的相互作用を実証分析する。執政制度や議会制度が異なる日韓を比較することで、選挙制度改革をめぐる政治過程におけるマルチレベルの政治制度の効果も明らかにする。

2. 研究の目的

本研究では、議会選挙における1票の格差是正をめぐる議会・司法・有権者の3者間で展開される立法ゲームを対象に、司法政治論の観点から日韓を比較し、その政治過程を分析するが、以下の3つの目的がある。

第1に、憲法学の対話的違憲審査の理論と政治学の司法政治論を統合し、実証分析の土台になる理論的枠組みを構築する。

憲法学で近年提起されている対話的違憲審査の理論では、司法による違憲審査でゲームが終了するのではなく、それを受けて議会がその法律を改正するなど応答を示し、さらに司法が違憲審査するというダイナミックな過程であることに注目している。この中で司法と議会の関係は一方的なものではなく、相互に「対話」を積み重ねているものと措定する。「違憲状態」ではあるが「合理的期間」を経過していないため「違憲」とはせず、是正に向けて国会に立法裁量を認めるといふ違憲審査の類型も、そうした対話の一つであると解されている。

政治学でも、議会と司法の間の戦略的相互作用に焦点をあてる「司法政治論(judicial politics)」が萌芽的に試みられている。例えば、ドイツ連邦最高裁が法律を違憲にするかは、どのような議会の反応が予想されるか次第であるという(Vanberg 2009)。違憲にすると、議会がその法律を改正して司法の決定どおり履行するという見込みがある場合は違憲にしやすいが、不履行が予想されるとむしろ自らの権威が傷つくため、司法は違憲を躊躇しがちになる。さらに、最高裁は、自らと議会のそれぞれに対する中位有権者の反応から逆向き推論して行動を選択している。たとえ議会による不履行が予想されたとしても、有権者がその議会に対して批判的に臨むという見通しが立つのであれば、違憲を躊躇しなくなる。こうした憲法学と政治学の知見を統合し、議会・司法・有権者の3者全てを戦略的プレーヤーとして設定することで、その相互作用のダイナミズムを実証分析する理論的枠組みを構築する。

第2に、選挙区割りを定める公選法の改正に関して、議会・司法・有権者の間で展開される日韓の政治過程について、繰り返しゲームとして実証分析する。

最高裁や韓国憲法裁は公選法の違憲審査において、「違憲・無効」や「合憲」という両極の間で、「違憲・将来効」や「違憲状態」、「憲法不合致」という判決類型も用いてきた。こうした濃淡の中で、特に「違憲状態」や「憲法不合致」は、是正に向けた立法裁量を議会に認めるため、司法と議会の間で対話を成り立たせやすくしている。また、司法の決定には多数意見(法廷意見)だけでなく反対意見や補足意見など個別意見が付されていて、その中には後に法廷意見になるものがあるかもしれない、議会はそれを予め踏まえて行動することもできる。事実、2001年に韓国憲法裁が3倍という違憲基準を採用したときに、将来は2倍へと厳格化すると警告していたが、国会がその後何もせずに3回総選挙を実施したところ、14年にそのとおり基準が引き上げられた。

議会についても、衆議院の区割り審や参議院の選挙制度協議会、韓国国会の政治改革特別委など国会内の議論はもちろん、政党間の非公式な協議なども過程追跡する必要がある。区割りの見直しには都市・農村間の利害対立や党派的含意が伴うため、国会という集合体とは別に議員や政党の動向を個別に把握することも重要である。

司法と議会それぞれに対する(中位)有権者の支持が司法による法律の違憲審査や議会による履行を左右するため、有権者の意向が世論調査やアドボカシグループによってどれだけ顕在化しているかが重要である。

第3に、執政制度や議会制度の異なる日韓を比較することで、執政制度や議会制度が異なる日韓を比較することで、公選法の改正という選挙制度改革をめぐる政治過程におけるマルチレベルの政治制度の効果を明らかにする。

日韓の議会の選挙制度は同じ小選挙区比例代表並立制であるが、選挙区の画定において投票価値の平等という基準がどれだけ重視されるかは、執政制度や議会制度によって異なる。議院内閣制では、議会選挙は首相の選出につながる一次選挙でステイクが大きいいため、その分投票価値の平等が重視される。他方、大統領制では、議会選挙は執政長官の選出とは別の二次選挙であるため、相対的に他の基準が重視される。また、議会制度が一院制よりも二院制の方が、第一院では地域代表性よりも投票価値の平等が重視されやすい。二院制議院内閣制の日本と一院制大統領制の韓国、さらに日本において第一院の衆議院と第二院の参議院では、投票価値の平等と他の基準の間でどのようなプライオリティの配分になっているのか、比較することが重要である。

3. 研究の方法

1946年に戦後最初の衆議院選挙が実施されて以来、76年・79年・83年・85年・88年・93年・95年・99年・2001年・05年・07年・11年・13年・15年・18年の15回、1票の格差に関する最高裁の判断が示されている。それぞれについて、「違憲」「違憲状態」「合憲」「却下」といった多数意見(法廷意見)だけでなく、反対意見や補足意見など各裁判官の個別意見も確認する。そうすることで、少数派だった意見が後に多数の裁判官に受け入れられて法廷意見へと変わることがあることを明らかにする。法廷意見の変化は突然生じるのではなく、前もって個別意見というかたちで準備されているのである。

参議院選挙についても、戦後になって民選の第二院が設立され初めて選挙が実施された1947年以来、64年・74年・83年・87年・88年・96年・98年・2000年・04年・06年・09年・12年・14年・17年の14回、1票の格差に関する最高裁判決が出ている。参院選は総定数や選挙区への配分議席数が小さく3年ごとに半数改選のため、衆院選より1票の格差が大きくなりやすい。

1987年に民主化して以来、韓国憲法裁は95年・2001・14年の3回、1票の格差に関する決定を下している。いずれも「違憲」「憲法不合致」で「合憲」はない。基本的に、日本の最高裁判決と同じように分析するが、憲法にも憲法裁法にも規定されていない「憲法不合致」という決定類型が違憲審査を通じてどのように確立されたのかについて、公選法以外の事例と比較し確認する。「憲法不合致」は、国会に是正の方向と期限を課すものの立法裁量も認め、憲法裁と韓国国会の間で対話を成り立たせやすくするため、重要である。

司法の判決に対する議会の対応について、衆議院・参議院・韓国国会に分けて分析する。衆議院では1964年・75年・86年・92年・94年・2002年・12年・16年の8回、参議院では1970年・94年・2000年・06年・12年・15年・18年の7回、韓国国会では、1988年・92年・95年・96年・2000年・04年・08年・12年・16年・20年の10回、選挙区割りに関する公選法を改正した。それぞれの公正法改正について、司法の判断にどう応えたのか、あるいは時に先制してどういう措置をとったのかに注目する。その際、区割りの見直しには、過小代表された都市と過大代表された農村の間の利害対立や党派的含意が伴うため、国会という集合体とは別に議員や政党の動向についても個別に把握する。

1票の格差に関する有権者の意向については、「1人1票(one vote, one value)」を掲げて、国政選挙のたびに憲法訴訟を起こし、司法の判断を引き出してきたアドボカシグループの動向にまず注目する。同時に、有権者は「全国民を代表する選挙された議員」(日本国憲法43条1項)だけでなく、地域の利害の表出という別の選好も持ち合わせていることにも十分留意する。

4. 研究成果

最高裁・韓国憲法裁、衆参両院・韓国国会、有権者それぞれに対する分析を踏まえて、日本の衆参両院に関しては戦後の70年間、韓国国会に関しては民主化以降の30年間を対象に時系列比較を行った。衆議院議員選挙については、90年代の選挙制度改革前後を比較することで、選挙区定数の変化と区割りの関係について明らかになった。

また、衆参両院を比較することで、執政長官である首相の選出につながる一次選挙(衆議院議員選挙)とつながらない二次選挙(参議院議員選挙)では、投票価値の平等と地域代表性などその他の基準がそれぞれどのくらい重視されるのかに差があることが分かった。

さらに、二院制議院内閣制の日本と一院制大統領制の韓国を比較することで、選挙区割りの見直しといった選挙制度改革において、執政制度や議会制度などマルチレベルの政治制度の効果も明らかにすることができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 浅羽祐樹	4. 巻 2018-1
2. 論文標題 韓国憲法裁判所における大統領弾劾審判の比較研究：盧武鉉と朴槿恵	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 年報政治学	6. 最初と最後の頁 96-122
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浅羽祐樹	4. 巻 2019年9月号
2. 論文標題 「韓国という難問」をいかに解くか	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中央公論	6. 最初と最後の頁 112-119
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 浅羽祐樹・木村幹	4. 巻 2019年11月号
2. 論文標題 「最も近くて遠い国」の論理と心理	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 中央公論	6. 最初と最後の頁 26-37
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 浅羽祐樹
2. 発表標題 韓国憲法裁判所における大統領弾劾審判の比較研究 盧武鉉と朴槿恵
3. 学会等名 日本政治学会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 浅羽祐樹
2. 発表標題 若者にとっての「保守」と「進歩」 世代で異なるイデオロギー理解は韓国でも存在するのか
3. 学会等名 現代韓国朝鮮学会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 浅羽祐樹・木村幹	4. 発行年 2017年
2. 出版社 講談社	5. 総ページ数 240
3. 書名 だまされないための「韓国」 あの国を理解する「困難」と「重み」	

1. 著者名 浅羽祐樹	4. 発行年 2016年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 pp.346-374
3. 書名 駒村圭吾・待鳥聡史編『「憲法改正」の比較政治学』所収「韓国における1987年憲法の持続と憲法体制の変化」	

1. 著者名 浅羽祐樹	4. 発行年 2016年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 pp.181-207
3. 書名 日本比較政治学会編『執政制度の比較政治学』所収「韓国総選挙における候補者選出方法の変化と大統領による政党統制」	

1. 著者名 浅羽祐樹	4. 発行年 2017年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 pp.275-291
3. 書名 大西裕編『選挙ガバナンスの実態 世界編ーその多様性と「民主主義の質」への影響』所収「在外投票制度の選挙ガバナンス」	

1. 著者名 新城道彦・浅羽祐樹・金香男・春木育美	4. 発行年 2019年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 298
3. 書名 知りたくなる韓国	

1. 著者名 浅羽祐樹	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 pp.233-257
3. 書名 駒村圭吾・待鳥聡史編『統治のデザイナーー日本の「憲法改正」を考えるために』所収「司法を政治学する」	

1. 著者名 浅羽祐樹	4. 発行年 2020年
2. 出版社 弘文堂	5. 総ページ数 pp.230-232
3. 書名 駒村圭吾・待鳥聡史編『統治のデザイナーー日本の「憲法改正」を考えるために』所収「第5章 司法 概観」	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----